

忘れていませんか？

「納税」

市では、福岡県や県内市町村と連携し、12月を「県下一斉徴収強化月間」と位置づけ、さまざまな徴収対策に取り組みます。この機会に、納め忘れの税金がないか確認をお願いします。

暮らしを支える大切な税金

みなさんが納めた大切な税金は、教育・福祉・道路整備や環境整備など、市民の暮らしを支えるために使われています。

これからも安全で安心な生活を守っていくためには、税金の公平な負担と自主的な納期限内納付が必要不可欠です。そのため、納期限を過ぎても納めていない「滞納」が発生すると、市は督促状を送り、財産を調査したうえで、差し押さえなどの滞納処分を行います。また、本来納める税額のほかに督促手数料や延滞金を納めることになり、負担が大きくなります。

差し押さえは事前の連絡や本人の同意は必要としない処分です。ある日突然、預金や給与などの財産が差し押さえられることとなります。しかし、差し押さえという最終手段に至るまでには督促状や催告書などを送って納税を促しています。こうした税務課からの書類は放置せず、必ず開封し内容を確認してください。



滞納処分の流れ

督促・催告

▼ 督促状や催告書を送って自主的な納税を促します。

財産調査・搜索

▼ 金融機関・勤務先などの財産調査や、住宅・事務所の家宅搜索をします。

差し押さえ

▼ 不動産や自動車などの動産、預貯金、給与などの債権を差し押さえます。

公売・換価・充当

▼ **¥** 現金は市税に充当し、現金以外の財産は公売などで市税に充当します。

「滞納」の気になるアレコレ



納期限を少し過ぎて納付したのに、督促状が届きました。

▶ 金融機関で納付した場合、納付の情報が市に届くまでに1~2週間程度かかるため、督促状が行き違いで発送されてしまいます。ご理解をお願いします。

財産調査はプライバシーの侵害ではないか。

▶ 国税徴収法や地方税法に基づく税務調査は、プライバシーの侵害にあたりません。金融機関や勤務先などに調査を行なうことになります。ご注意ください。

借金があって税金が払えません。

▶ 地方税法で「税金はすべての債権に先だって徴収する」と定められており、借金よりも優先して支払わなければなりません。そのため、市では、専門家であるFP（ファイナンシャルプランナー）による相談会を、月1回実施して、借金問題解決へのアドバイスを受ける機会を設けています。

納税相談をすることはできますか。

▶ 税務課では「納税相談窓口」で納税に関する相談を随時受け付けています。病気や失業など、やむを得ない事情によって納税が困難な場合は、そのまま放置せず、まずは相談してください。

【納税相談窓口】 平日の8時30分~17時

【夜間納税相談窓口】 毎月第2木曜日の17時~19時

問い合わせ
税務課 ☎85-7112